

地方自治法に基づく甲良町長からの審査の申立てに係る裁定について

1 事案の概要

- (1) 令和4年6月15日に甲良町議会（以下「町議会」という。）において、令和4年4月1日から同年6月30日まで60%減額、同年7月1日から当分の間40%減額とされている甲良町長（審査申立人）の給料月額について、同年7月1日からは減額しないことを内容とする、「甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」（町長提案。以下「本件条例案」という。）が否決された。
- (2) 同月22日に甲良町長が、地方自治法（以下「自治法」という。）第176条第4項の規定に基づき、(1)の議会の議決について再議に付したところ、同年7月25日に(1)の議決のとおり再議決（以下「本件議決」という。）がなされた。
- (3) 令和4年8月10日、甲良町長は、自治法第176条第5項の規定に基づき、滋賀県知事に対し、本件議決の取消しを求める審査の申立てを行った。
- (4) このため、滋賀県知事は、自治法第255条の5の規定に基づき、自治紛争処理委員を任命し、その意見を踏まえ、令和4年11月7日付けで本件審査の申立てを棄却する旨の裁定をした。

2 知事の裁定の要旨

- (1) 主文
本件審査の申立てを棄却する。
- (2) 理由
下記①～⑤により、本件議決は議会の権限を超えまたは法令に違反するものとは認められない。
 - ① 令和3年3月23日付けの知事裁定（以下「前回裁定」という。）において、「議会が長の責任追及の手段として減給という手段を一方的にとる」ことは「現行の地方自治制度において許容されないと解すべきであり、議会の権限を超えまたは法令に違反するものである」と判断されるとともに、「実質的に懲戒を行うことを目的として議会が長の給料の減額を行うことは、自治法によって認められていないと解すべき」との判断を示している。
 - ② しかし、本件議決は、議員提案により審査申立人の責任追及として給料月額を減額させようとしたものではなく、自らの給料月額の減額を解消する趣旨で審査申立人が提案した本件条例案に対し、個々の議員が賛否を示した結果によるもの。また、条例の改廃は、自治法第96条第1項第1号により、議会が議決しなければならない事項とされている。
すなわち、町議会は、首長から提案された議案を審議して議決するという地方議会の本来の役割として、条例の改廃に係る議案について、自治法の規定により議決権を行使したにすぎないと言える。したがって、町長提案の本件条例案を否決すること自体が、議会の権限を超えまたは法令に違反するものと判断できる事情は無いと解すべきである。
 - ③ また、本件議決は手続きまたは要件について瑕疵があるという事実も認められないから、この点でも、法令または会議規則に違反するものと判断できる事情は無いと解すべきである。
 - ④ 審査申立人は、令和4年3月議会において、自らの給料月額について、(ア)令和4年4月1日から同年6月30日までの3か月間、既に適用されている40%減額に20%減額を上乗せし、60%減額すること、(イ)同年7月1日から当分の間、40%減額すること、の2点を内容とする条例案を提案して可決されており、以後の改正は行われていない。
そうすると、本件条例案の提案時点でも、また本件議決の時点でも、審査申立人の給料月額を同年7月1日から当分の間40%減額する根拠は、議会提案による条例ではなく、審査申立人自身が提案した条例ということも言える。したがって、議会による責任追及としての給料減額という違法状態の解消のために本件条例案を提案したとの審査申立人の主張は、その前提を欠くともできる。
 - ⑤ よって、本件議決は自治法第176条第6項にいう議会の権限を超えまたは法令に違反するものであるとすることはできない。

(3) 付言

- ① 甲良町においては、平成30年4月1日以降、町長の給料月額が減額が継続しており、平成31年4月1日以降は「当分の間」として、減額の期限が定められていない。これは少なくとも県内の他市町では例を見ない、極めて特殊な事態が継続しているものである。
- ② 本来、普通地方公共団体の長と議会は、いずれも住民の直接選挙で選ばれた住民の代表であり、対等の立場に立って、相互の抑制・均衡のもとに、それぞれの役割を果たすべきものであり、こうした事態が長期間継続することで、住民の代表としての機能が十分に働かず、ひいては住民への悪影響が生じることも懸念される。
- ③ 審査申立人と町議会にあっては、この点に改めて留意するとともに、前回裁定の趣旨も踏まえて、こうした事態の解決に向けて真摯に協議し、建設的な議論を重ねることが望まれる。

(参考) 地方自治法

第七十六條 1～3 略

- 4 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。
- 5 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査を申し立てることができる。
- 6 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。
- 7 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

第二百五十一條 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの(以下この節において「都道府県の関与」という。)に関する審査、第二百五十二條の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び第四百四十三條第三項(第八十條の五第八項及び第八十四條第二項において準用する場合を含む。)の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理を処理する。

- 2 自治紛争処理委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣又は都道府県知事がそれぞれ任命する。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、あらかじめ当該事件に係るのある事務を担当する各大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議するものとする。

第二百五十五條の五 総務大臣又は都道府県知事に対して第四百四十三條第三項(第八十條の五第八項及び第八十四條第二項において準用する場合を含む。)の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請があつた場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十一條第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。ただし、行政不服審査法第二十四條(第二百五十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を却下する場合は、この限りでない。

第二百五十七條 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から九十日以内にこれをしなければならない。

- 2 この法律の規定による異議の申出又は審査の申立てに対して決定又は裁決をすべき期間内に決定又は裁決がないときは、その申出又は申立てをしりぞける旨の決定又は裁決があつたものとみなすことができる。

第二百五十八條 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第九条から第十四条まで、第十八条第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二項、第四項及び第五項第三号、第二十一条、第二十二条第一項から第三項まで及び第五項、第二十三条から第三十八条まで、第四十条から第四十二条まで、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条並びに第五十条から第五十三条までの規定を準用する。

- 2 略